

指定管理者制度の適正運用に関する決議

本12月定例議会に提案された指定管理者の指定に係る議案において、指定管理者制度の不適正な運用が見られた。

議案第128号丹波市立丹波悠遊の森に係る指定管理者の指定に関しては、利用料金を改定するため議案第126号丹波市立丹波悠遊の森条例の一部を改正する条例の制定が同時に提案されている。利用料金については指定管理者制度導入の適否を判定した公の施設の指定管理者選定評価委員会でも議論になっており、本来の事務手続きとしては、条例改正議案が可決公布された後に業者選定を行い、指定管理者を決定する流れが適切である。特に「公募」を採用していることから考えると、今般の進め方は公平性に疑問が生じる。また、「公募」と「特例」の線引き基準が明確でないとの指摘があった。提案の時期についても、指定管理者制度運用ガイドラインによると12月議会への提案とされているが、業者選定がされないと来年度の予約も取れない等経営にも影響が出るため、提案の時期及び事務手順について再考すべきである。

これらのことを踏まえ、指定管理者制度全般において、指定管理の手続きの適正化と指定管理者制度運用ガイドラインの見直しを図られるよう求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月25日

丹 波 市 議 会